

相模原市最低制限価格事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、相模原市が発注する業務委託のうち、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)が定める公共工事に関する調査等に係る業務委託(以下「委託契約」という。)について、過度な低価格の入札による業務の質の低下を防止することを目的として、最低制限価格を算定することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接測量費 業務の予定価格算出の基礎となった直接測量費をいう。
- (2) 直接人件費 業務の予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。
- (3) 直接調査費 業務の予定価格算出の基礎となった直接調査費をいう。
- (4) 測量調査費 業務の予定価格算出の基礎となった測量調査費をいう。
- (5) 直接経費 業務の予定価格算出の基礎となった直接経費をいう。
- (6) 間接調査費 業務の予定価格算出の基礎となった間接調査費をいう。
- (7) その他原価 業務の予定価格算出の基礎となったその他原価をいう。
- (8) 解析等調査業務費 業務の予定価格算出の基礎となった解析等調査業務費をいう。
- (9) 一般管理費等 業務の予定価格算出の基礎となった一般管理費等をいう。
- (10) 諸経費 業務の予定価格算出の基礎となった諸経費をいう。

(変動型最低制限価格の対象)

第3条 この要領において、変動型最低制限価格の対象となる委託契約は、業種区分が次の各号に掲げる設計等に係る契約とする。

- (1) 設備設計
- (2) 建築設計
- (3) その他、変動型最低制限価格の適用が適当と認める設計等

(定率型最低制限価格の対象)

第3条の2 この要領において、定率型最低制限価格の対象となる委託契約は、別表1の業種区分に該当する契約とする。

(算定対象の入札)

第4条 この要領において、「算定対象の入札」とは、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に定める入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札公告で定める入札の無効に該当した入札
- (3) 予定価格より高い金額の入札
- (4) 予定価格の10分の7の金額未満の入札
(変動型最低制限価格の算定等)

第5条 変動型最低制限価格は、算定対象の入札の平均額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)を求め、その額に10分の9を乗じて得た額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)を最低制限価格とする。

ただし、算出した最低制限価格が、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に10分の7を乗じて得た額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)を最低制限価格とする。

- 2 前項により決定した最低制限価格は、その決定後に入札の無効があった場合においても変更しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、算定対象の入札の数が5に満たないときは、予定価格に10分の7を乗じて得た額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)を最低制限価格とする。
(定率型最低制限価格の算定等)

第5条の2 定率型最低制限価格は、別表1に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、同表に掲げるアからエの合計額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)を最低制限価格とする。

- 2 前項の規定により算出した最低制限価格が、予定価格に10分の8.5(上限値)を乗じて得た額を超える場合においては、予定価格の10分の8.5(上限値)を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7(下限値)を乗じて得た額に満たない場合においては、予定価格に10分の7(下限値)を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定により定めることが困難な特別な業務における最低制限価格は、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。)

(公表)

第6条 最低制限価格を適用しようとするときは、一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明記するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

業種区分	ア	イ	ウ	エ
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	—
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額